

松監事第17号
令和2年8月21日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市監査委員 太田 由夫
同 竹本 祐子
同 中島 昌子

令和元年度財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年6月2日から令和2年8月20日まで

3 審査の概要

財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	令和元年度	平成30年度	(参考)早期健全化基準
	%	%	%
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	4.2	4.5	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※ 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと、将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源が多いことを示します。

5 附帯意見

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、前年度と同様黒字となっており、該当なしとなっています。

実質公債費比率については、指標となる3か年平均で0.3ポイント低下し、前年度よりも改善しています。

将来負担比率については、将来の負担額よりも地方交付税で措置される見込み額や基金の現在高を合わせた額の方が多いことから、昨年度に引き続き該当なしとなっています。

以上のとおり健全化判断比率を構成する4つの項目は、いずれも良好な状態です。

一方、引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策や社会経済活動の支援などの財政需要が見込まれ、さらに複数の大型事業も検討されています。健全財政の堅持を念頭に、計画行政の推進に一層努めてください。